

研究助成規程

第1条

本会の会則第3条第4項の規程に基づき、研究助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

個人およびグループ研究の推進、体育・スポーツ関連の科学の発展、ひいては九州体育・スポーツ学会の活性化および研究の質の向上に寄与することを目的とする。

第3条

体育・スポーツ科学に関連する研究を助成対象とする。

第4条

申請ができるのは、九州体育・スポーツ学会会員とする。

第5条

助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請書類を学会事務局へ提出しなければならない。

第6条

研究助成選考委員会（以下、選考委員会）の構成および選考方法については別に定める。

第7条

研究助成対象者および配分額については、選考委員会の審査報告を受けて、総務委員会で審議し、理事会で決定する。

第8条

助成を受けた者は、翌年度の九州体育・スポーツ学会大会において成果の報告を行わなければならない。

第9条

助成を受けた者は、受賞後2年以内に、本会の機関誌「九州体育・スポーツ学研究」に投稿しなければならない。

第10条

当該研究の成果公表に際しては、助成を受けた旨を明示しなければならない。

第11条

その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において定める。

附則

本規程は、2020年9月27日より施行する。